

平成20年3月21日

司法書士無料相談

3月29日(土)

「サービス残業等労働トラブル110番」 実施します

～司法書士が、「賃金未払い」「サービス残業」など
違法な労働実態の声を聴き、法的解決に導きます～

京都 司法書士会

本年3月1日労働契約法が施行されました。また、4月1日からは短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）の改正法が施行されることになっています。これを機に、京都司法書士会では、働く人々の抱える職場内や会社とのトラブルに関する無料相談会を以下の通り開催いたします。

長時間労働を強いられながら残業代がつかなかったり、賃金の未払い、解雇などに対し、働く人々の権利の保護・救済に寄与したいと考えます。

- ★ 日 時 平成20年3月29日(土曜日) 電話10時～16時
面談12時～16時
- ★ 会 場 京都 司法書士会会館
- ★ 相談方法 電話相談・面談相談(いずれも予約不要)
- ★ 相談料 無料
- ★ 電 話 075-211-4981(当日相談時間帯のみ)
- ★ 相談例 職場の休日行事に参加しても代休もないし残業代も出ない。賃金が3ヶ月支払われていない。

平成18年度における全国の総合労働相談センターに寄せられた総合労働相談件数は9万4千6百件を超えており、毎年大幅に増加しています。

労働トラブルには、一方が賃金によって生活を立てる労働者であり、他方は労働者に賃金を支払い、指揮監督する使用者であることから、後者が前者に対して優越的な地位を有する潜在的な対立構造が存在します。

したがって、両者の間には、情報の格差や交渉力の格差などが生じ、労働者は交渉段階から不利な状況におかれることが多く、経済的にも精神的にも不安定な状況におかれることが多くなると考えられます。



司法書士は簡易裁判所における民事訴訟の代理権をもち、従来から、賃金・退職金の未払いや、アルバイト代金の支払請求など、労働関係の法律相談を受けたり、これらの紛争の解決にあたってきました。

そこで、今般「労働契約法」の施行を機に、賃金未払いなどの労働トラブルはもとより、解雇など無料で相談に応ずるため相談会を開催するものです。

司法書士は「市民にもっとも身近な法律家」として、労働トラブルの相談を通じて市民の権利擁護に貢献したいと考えます。

この件に関するお問い合わせ先

京都司法書士会 相談事業部長 山口 基樹

電話 0774-72-1366

京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目232-1

京都司法書士会 事務局長 鶴田

電話 075-241-2666 FAX 075-222-0466